

地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案（茨城県提案・厚労省回答抜粋）

提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	実現するために想定される規制・制度改革の内容	実施により実現される地域の姿	厚生労働省の回答
と畜検査における民間獣医師や他職種、AI等の活用	<p>食用に供する目的として獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をと殺し又は解体するためには、と畜場法に基づき、都道府県知事の許可を受けたと畜場において実施することとされており、都道府県知事の行う検査（以下、「と畜検査」という。）を経た後でなければと畜場外に持ち出してはならないとされている。</p> <p>と畜検査については、従来公務員獣医師が「と畜検査員」として実施しているが、規制改革により以下の内容を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間獣医師にも「と畜検査員」監督下での検査を可能とするとともに、と畜検査のうち細菌検査等の精密検査については、技術的に判定までできる薬剤師や臨床検査技師にも検査実施を可能とする。 ○と畜検査員資格認定制度を創設し、大学の畜産学修了者等を受験資格として、精密検査を除く現場でのと畜検査を専門とする職種を認定したうえで、獣医師以外でもと畜検査を可能とする。 ○知事認定の指定検査機関によると畜検査を実施する。 ○AI診断を活用したと畜場内の検査を実施する。 	<p>と畜検査については、都道府県知事が当該都道府県職員の獣医師のうちから「と畜検査員」を任命し従事させることとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○と畜場法第19条第1項第14条に規定する検査の事務に従事させ、（中略）職務を行わせるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員のうちからと畜検査員を命ずるものとする。 ○同法施行令第10条と畜検査員は、獣医師でなければならない。 ○と畜検査実施要領 	<ul style="list-style-type: none"> ○と畜検査については、と畜場内において「生体検査」→「解体後検査（頭・内臓・枝肉）」→「検印」の流れでと畜検査員が各検査工程に1～2名配置され、ローテーションをして実施している。 ○また、と畜場内の検査により、精密検査が必要となった場合は、検体を食肉衛生検査所を持ち帰り、細菌検査等の必要な検査を実施する。 <p>【法第19条第1項改正関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検査工程のうち、と畜場内での検査について、と畜検査員監視下で民間獣医師が実施することを可能とする。 ○併せて、と畜検査について、知事が認定する指定検査機関が実施することを可能とする。 ○さらに、AI診断技術のと畜検査導入について、ベンダー企業と連携し、AIにより撮影した臓器の病変部位を検出して、精密検査を要するかどうかを判断する検査体制を構築する。 <p>【令第10条改正関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精密検査については、薬剤師や臨床検査技師も検査を可能とする。また、と畜場での検査は、と畜検査専門職※を検査可能とする。 <p>※と畜検査員資格認定制度により認定を受けた者。認定を受けるための受検資格は、大学の畜産学やと畜検査員養成課程のある専門学校での修了者。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本県は、と畜検査員1人当たりの1日のと畜頭数が77.6頭（令和4年度）であり、全国平均の約1.8倍と大きな負担となっている。 ○また、公務員獣医師の確保が困難となっている中、食肉衛生検査所では、と畜検査以外の業務も増加している。 ○さらに、保健所や動物指導センター、衛生研究所においても、獣医師の配置は必要とされており、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ発生時の動員等にも必要とされている。 ○このような広い業務範囲に対応するために、公務員獣医師に限定されたと畜検査を、技術的に対応できる民間獣医師や他職種にも拡げることや、指定検査機関、AIの活用により、人員不足の解消を図り、安定した検査体制の構築や公務員獣医師の業務量の低減に寄与することで、公務員獣医師の専門的な知識を生かした幅広い活躍が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○と畜場法に基づき、と畜検査については、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）が、都道府県等職員の獣医師のうちから「と畜検査員」を任命し従事させることとされている。と畜検査員は、生体及びとたいを検査し、と畜処理の時間的制約の中で疾病・異常を迅速に（財産としての）食肉の適・不適を判断している。そのため、牛や豚などの家畜の病理学、生理学、内科学、微生物学等の知識に精通している必要がある。獣医師国家試験に合格した専門家たる獣医師でなくてはならないと考える。 ○と畜検査員が公的獣医師でない場合、流通する食肉の安全性が懸念され、国内や海外に対してと畜検査に係る信頼性が損なわれる懸念がある。 ○都道府県等において、民間獣医師を、臨時・期間等を定めて採用し、と畜検査員として業務を行わせることは可能であり、また、細菌検査等の精密検査について、薬剤師や臨床検査技師等が当該検査に係る手技や操作を行うことは現状においても可能と考える。 ○と畜検査員が獣医師である必要性については上記の記載のとおりであり、同程度の知識を提案された制度に基づき養成等していくことは難しいと考える。 ○知事認定の指定検査機関によると畜検査について、詳細等の記載がされていないため、回答することには困難である。なお、民間獣医師の活用については上記の記載のとおりであり、別途指定検査機関を設ける必要性については疑問がある。 ○現時点では、と畜検査においてAI診断を活用するための科学的な知見が不足している状況であると認識しており、その実現可能性が具体化してきた段階で検討すべき内容と考える。